

# 近江米

第55巻  
第3号  
(通巻271号)  
令和6年  
**08**  
(2024年)

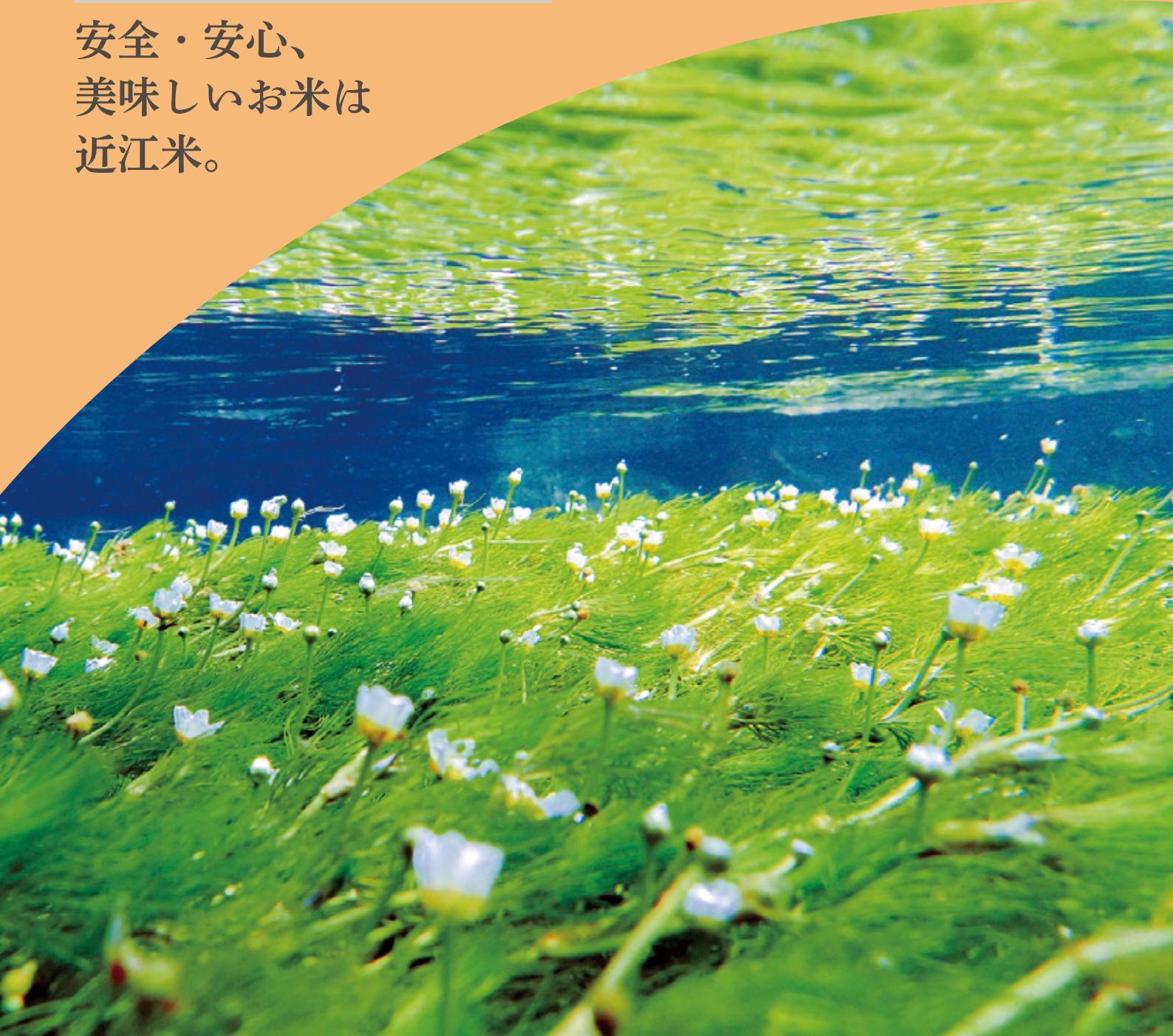
発行 / 近江米振興協会

編集責任者 / 小久保 泰

- みどり認定を受けませんか
- 特集：実需者インタビュー

大津市松本一丁目 2-20 滋賀県農業教育情報センター内  
TEL(077)523-3920 FAX(077)523-5611  
ホームページ <https://www.ohmimai.jp/>  
E-mail : shiga@ohmimai.jp

安全・安心、  
美味しいお米は  
近江米。



梅花藻（米原市醒井）

### ●みどり認定（グリーンファーマー）とは？

「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（以下「みどりの食料システム法」という。）が令和4年7月に施行されました。この法律は、環境と調和のとれた食料システムの確立に関する基本理念等を定めるとともに、農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う事業活動等に関する計画の認定制度を設けることで、農林漁業や食品産業の持続的な発展、環境への負荷の少ない健全な経済の発展等を図るもので、この中に設けられた計画の認定制度というものが「みどり認定（グリーンファーマー）」です。

みどり認定では環境負荷の低減に取り組む5年間の事業計画（環境負荷低減事業活動計画）を作成し、都道府県知事の認定を受けることで、様々な支援を受けることができます。農業者が認定の対象となる活動には、土づくり、化学肥料・化学農薬の使用削減の一体的取組（有機農業を含む）、温室効果ガスの排出量の削減（秋耕、中干し期間の延長、ヒートポンプの導入、省エネ機械・資材の導入等）およびその他の告示に定める活動（土壤を使わない栽培方式における化学肥料・化学農薬の使用削減、バイオ炭の農地への施用、プラスチック資材の排出・流出の抑制、使用料の削減、化学肥料・化学農薬の使用低減と一体的に行う生物多様性保全の取組等）があります。

令和6（2024）年の6月末時点で県内では30名（うち、グループでの認定は1団体、同団体の構成人数は19名）が認定されています。

### ●みどり認定の主な支援内容①

#### みどり投資促進税制（特別償却）※1

みどり認定を受けた計画に従い、化学肥料・化学農薬の使用低減に必要となる設備を導入した場合、通常の減価償却額に機械等では取得価額の32%を、建物等では同価額の16%を初年度の減価償却に上乗せ（損金計上）して償却（特別償却）※2することで、導入当初の法人税・所得税が軽減されます（図1）。詳細はQRコードを参照ください（図2）。

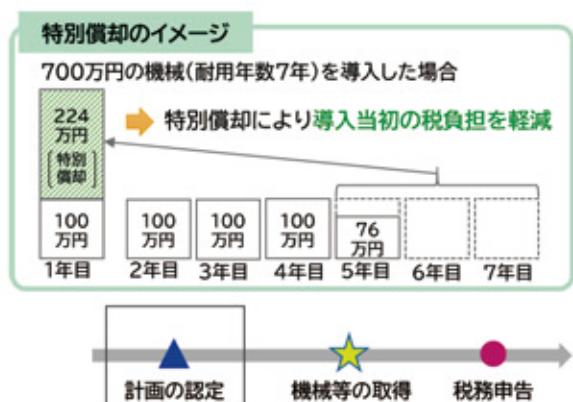


図1 特別償却の例

※1 化学農薬・化学肥料の使用低減に取り組む場合に限る。

※2 定額法の場合。



税制対象一覧  
はちら



水田用除草機



堆肥散布機

図2 みどり投資促進税制の対象機械

## ●みどり認定の主な支援内容②

### 様々な国庫補助金の採択で優遇

計画認定を受けると、国庫補助金等の採択審査のポイントが加算されます。例えば、みどりの食料システム戦略推進交付金に含まれる、「グリーンな栽培体系への転換サポート」、「有機農業産地づくり推進」、「有機転換推進」、「SDGs 対応型施設園芸確立」、「地域循環型エネルギーシステム構築」および「バイオマスの地産地消・環境負荷低減の取組を支える基盤強化対策」等の申請の際にポイント加算による優遇措置が受けられます。各メニューの詳細は、QRコードを参照ください。



対象事業はこちら

## ●みどり認定の主な支援内容③

### 日本政策金融公庫等による無利子・低利融資※3

農業改良資金や林業・木材産業改善資金、沿岸漁業改善資金については無利子・償還期間の延長の支援があります。

※3 別途、日本公庫等による審査が必要。



申請方法HP

## ●みどり認定を受けるには？

以下の手順を踏む必要があります（図3）。詳細はQRコードを参照ください。

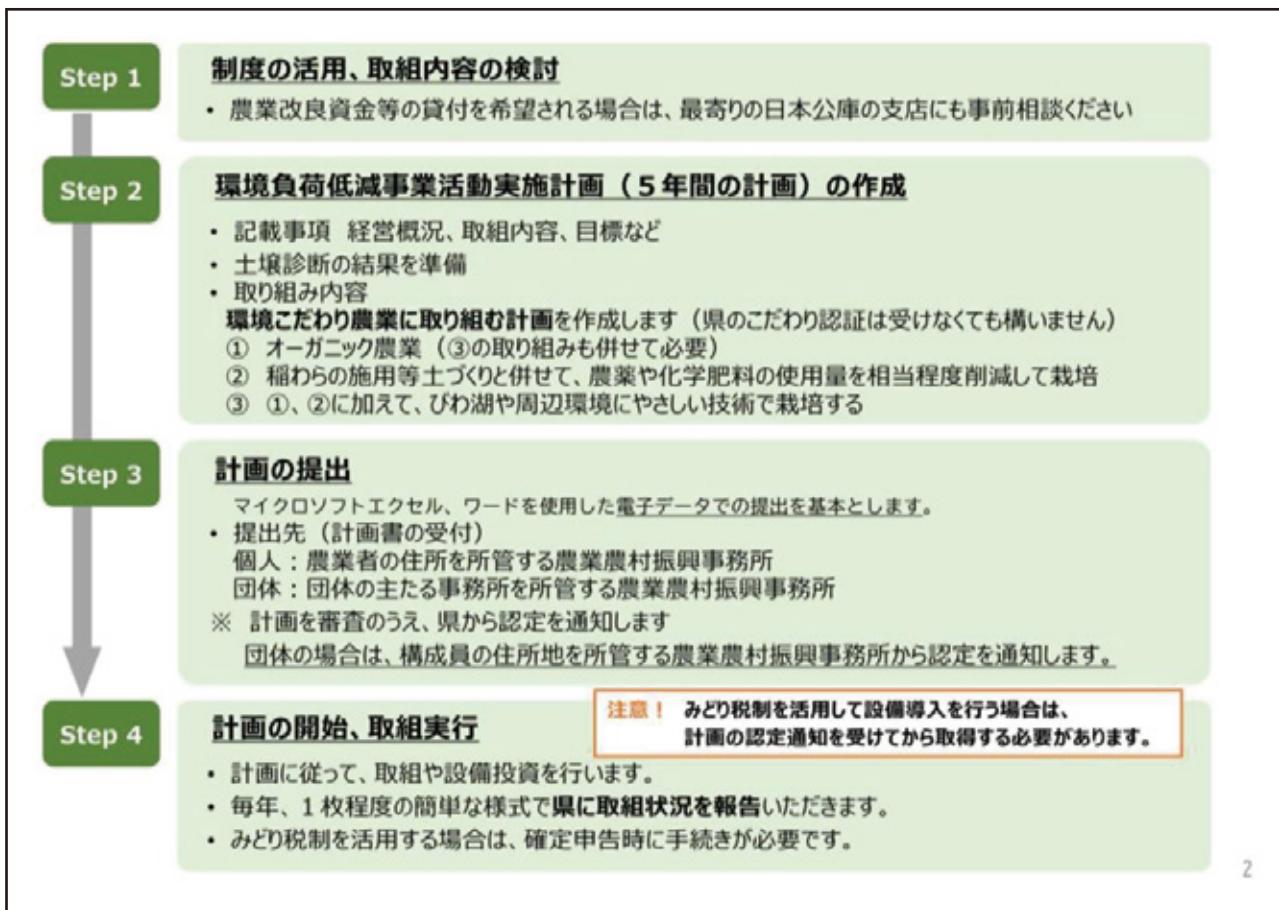
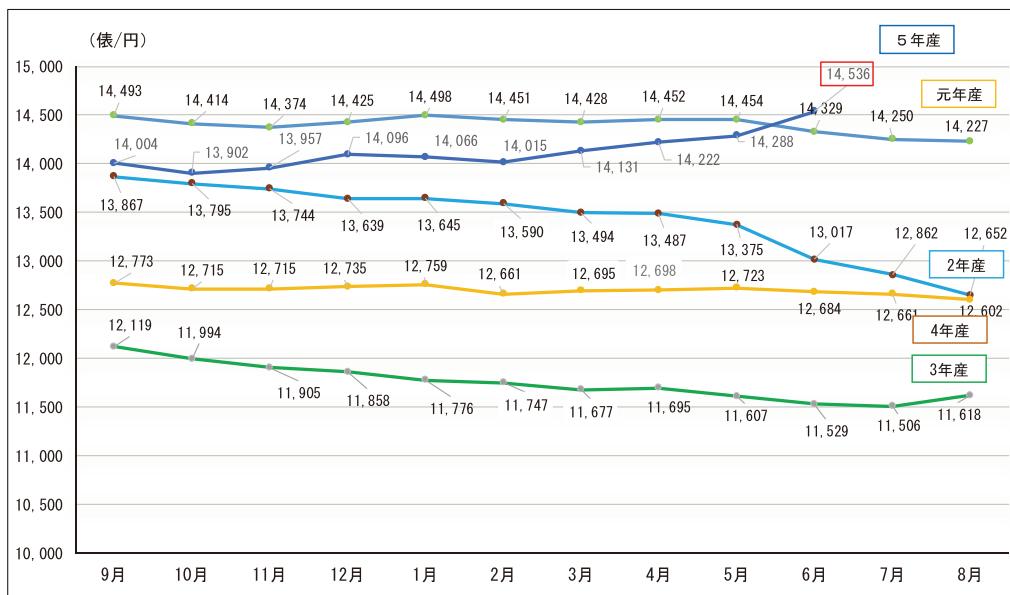


図3 みどり認定取得のための主な手順

### 1. 価格・販売状況

#### (1) 価格動向

ア. 農水省公表の令和6年6月の令和5年産米相対取引価格(出荷業者と卸売業との間の玄米の相対取引契約価格)は、60kgあたり14,536円(前年同月差+1,852円)となっています。(図表1)



※農林水産省公表相対取引価格の推移にもとづき作成。包装代・消費税相当額を控除した価格。

図表1. 相対取引価格の推移

イ. 令和6年7月中旬における令和5年産米の市中価格(業者間のスポット取引価格)は、コシヒカリが60kgあたり22,400円～26,300円程度となっており、産地によって異なりますが、前年同時期の市中価格から60kgあたり+9,300円～+12,600円となっています。

出回りから6月にかけてすべての銘柄で上昇し、6月中旬をピークに一度値下がりしましたが、7月から再度上昇しています。(図表2・図表3)

(単位:円/60kg. 税抜)				
産地	岩手	秋田	宮城	山形
銘柄	ひとめぼれ	あきたこまち	ひとめぼれ	はえぬき
6年7月中旬(5年産)①	23,500	25,600	23,500	23,500
5年7月中旬(4年産)②	13,800	15,200	14,200	13,300
①-②	9,700	10,400	9,300	10,200

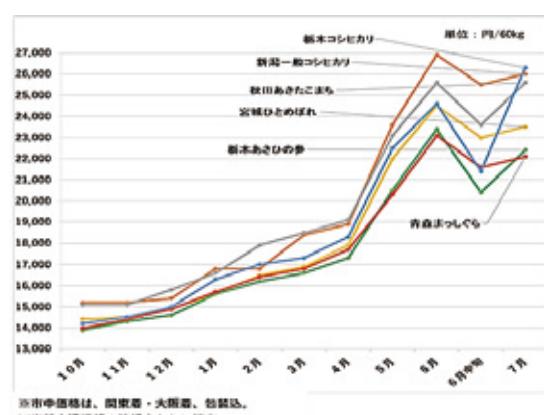
産地	栃木	新潟	富山	三重
銘柄	コシヒカリ	コシヒカリ	コシヒカリ	コシヒカリ
6年7月中旬(5年産)①	26,300	26,000	23,700	22,400
5年7月中旬(4年産)②	13,700	14,300	13,800	12,900
①-②	12,600	11,700	9,900	9,500

※市中価格は、関東着・大阪着・在庫、包装込。

※米穀市況速報A版から抜粋。

※5年産新潟、三重コシヒカリは2等米価格。

図表2. 令和5年産市中価格の状況



図表3. 令和5年産市中価格の推移

## (2) 全農の販売状況

### ア. 全国

令和5年産主食うるち米の契約数量は182万トン(前年比98%)となっています。また、販売数量は129万トン(前年比113%)と前年を上回っています。一方、7月以降要販売数量は57万トンと、前年を21万トン下回る見込みです。

### イ. 滋賀県

令和5年産の滋賀県産主食うるち米の6月末現在の販売数量は、41,424トン(前年比97%)となっています。集荷数量が減少したため、販売数量は前年を下回っていますが、インバウンド需要を中心とした業務用向けの消費が回復傾向にあることに加え、家庭用向け消費も堅調であることから、販売が進んでいます。

## 2. 令和6年産の作付動向と需給動向

ア. 農水省が7月に公表した6年産の作付意向(6月末時点)では、主食うるち米は5年産同時期比で、増加傾向16県、前年並み18県、減少傾向13県となっています。

戦略作物については、加工用米、新市場開拓用米(輸出用米等)、WCS用稻において増加傾向としている県が多い一方、飼料用米については減少傾向とする県が多くなっています。(図表4)

	主食用米	戦略作物						備蓄米
		加工用米	新市場開拓用米 (輸出用米等)	米粉用米	飼料用米	WCS用稻 (福島解禁 飼料用稻)	麦	
前年より 増加傾向	16県 [11県]	20県 [20県]	29県 [26県]	19県 [20県]	2県 [1県]	39県 [25県]	17県 [24県]	6県 [7県]
前年並み	18県 [26県]	8県 [10県]	4県 [6県]	1県 [9県]	2県 [9県]	3県 [15県]	11県 [10県]	8県 [12県]
前年より 減少傾向	13県 [11県]	16県 [14県]	5県 [6県]	26県 [16県]	42県 [36県]	4県 [6県]	17県 [11県]	31県 [26県]

図表4. 令和6年産米等の作付意向(令和6年6月末現在)

イ. 農林水産省が公表した需給見通しによると、令和5／6年の需要量が702万トン、令和6／7年の需要量が673万トン、6年産米の生産量は、令和5年産の生産量の見通しと同水準の669万トンとされています。その結果、6月末民間在庫は令和6年が156万トン、令和7年が152万トンと需給均衡局面の継続が想定されます。(図表5)

		農林水産省基本指針	
		前回(3月5日)	7月30日
令和5年6月末民間在庫量	A	197	197
令和5年産主食用米等生産量	B	661	661
令和5／6年主食用米等供給量計	C=A+B	858	858
令和5／6年主食用米需要量	D	681	702
令和6年6月末民間在庫量	E=C-D	177	156
令和6年産主食用米等生産量	F	669	669
令和6／7年主食用米等供給量計	G=E+F	846	825
令和6／7年主食用米需要量	H	670	673
令和7年6月末民間在庫量	I=G-H	176	152

※1:上記の見通しは、国内で生産された主食用米等の需給見通しであり、SBS方式による輸入米は含まれない。

※7:ラウンドの関係で合計が一致しない場合がある

図表5. 需給見通し(農水省公表)

# 令和6年産米の事前検査指導事項

近畿農政局生産部生産振興課

登録検査機関は、本年の生育状況及び病害虫の発生予察等の情報を収集し、検査前までに検査程度の統一を図るとともに、農産物検査員（以下「検査員」という。）に対して以下の事項に留意しながら的確な品位格付け等を行うよう指導をお願いします。

なお、『飼料用米』と『米粉用米』の助成は、収量に応じて交付金が変動する「数量払い」となっています。助成対象となる数量は、農産物検査又は農産物検査によらない品位等区分の確認による数量となりますのでご留意ください。

## 1 受検者への周知に関する事項

### （1）銘柄鑑定に係る資料の提出

水稻うるち玄米の銘柄の検査について、令和4年産米から目視鑑定を必須とする方法を改め、農業者から提出される書類による審査となりました（目視その他の方法を組み合わせることは可）。

また、都道府県別に品種が記載される「産地品種銘柄」に加え、品種名のみが記載される「品種銘柄」も設定（144銘柄）され、様々な品種の証明が受けられるようになりました。

登録検査機関は、農業者に対し、以下の書類を提出するよう周知してください。

- ① どのような種苗を用いて生産されたかがわかる資料  
(種苗の購入記録等)
- ② 全体の作付け状況及び品種ごとの作付け状況がわかる資料  
(水稻生産実施計画書兼営農計画書、水稻共済細目書異動申告書、営農日誌等)
- ③ その他登録検査機関が必要と認める資料

### （2）的確な乾燥・調製の実施による適正水分の確保

過乾燥や水分過多は米の品質を著しく低下させる要因となるため、仕上げ水分については、14.5%～15.0%になるよう調製指導をお願いします。

### （3）受検品への被害粒等の混入防止

#### ① 着色粒の混入防止

着色粒はカメムシ類の被害によるものが多いため、畠畔はもとより、ほ場に隣接する草地の一斎除草に努める。

また、乾燥能力以上の刈り取りに伴う高水分もみの堆積等によるヤケ米（発酵による着色粒）を防止するため、計画的な刈り取りを実施する。

#### ② 異種穀粒、異物の混入防止

麦類やその種類以外の異種穀粒の混入は、精米の円滑な流通に支障を生じさせることから、

コンバインや乾燥調製機器の清掃及び点検整備を行う。

特に、玄米への草種（くさねむ等の種）の混入が見受けられるため、ほ場での除草の徹底を行う。

また、土砂、石、ガラス、プラスチック、金属片が混入したものは検査ができないことから、その混入防止について生産者に注意喚起をお願いします。

### ③ 適期刈り取りの励行及び胴割粒の発生防止

適期に収穫作業を行うことは品質の向上を図る上で重要であり、特に刈り遅れについては、形質を低下させるだけでなく、胴割粒や発芽粒の発生要因となることから、適期刈り取りの励行を周知する。

また、早生品種を中心に、登熟期における高温等の影響による立毛中の胴割れが多く見受けられるため、早期の落水を避ける。

なお、過乾燥による胴割粒の発生を防止する観点から乾燥機の送風温度等に十分注意し、品質の低下を防止する。

## （4）適正な荷造り・包装等の実施

荷造り及び包装にあっては、農産物規格規程（平成13年2月28日農林水産省告示第244号）第1の2の（3）の口の（ハ）の第1種紙袋の荷造り及び包装の規定に基づき、正しく荷造りを行うよう指導するとともに、集荷段階でチェックするよう関係者に周知する。

また、種類、年産、銘柄及び検査請求者記載欄への必要事項の記載にあたっては的確に行うよう指導する。特に、銘柄欄の枠内に収まるゴム印の使用及び正しい銘柄名の記載について徹底する。

## （5）検査請求書の記載方法

農産物検査請求書の記載事項及び記載方法については、「農産物検査に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第213号総合食料局長通知）の「国内農産物の検査実施マニュアル」（以下、「検査実施マニュアル」という。）に基づき、業務規程に定める様式で適正に請求されるよう受検者に指導する。

なお、品種銘柄が設定されたことに伴い、品種銘柄の検査を請求する場合は、銘柄欄に、品種銘柄を記載すること。

また、備考欄に、機械鑑定による検査を希望する場合は「機械鑑定」、従来の目視による等級検査を希望する場合は「等級検査」と記載する。

# 2 適正な農産物検査の実施に関する事項

## （1）的確な品位格付（従来の等級検査）

### ① 乳白粒、心白粒等

近年、水稻の登熟期における高温等の影響による乳白粒、心白粒の発生が品質低下の大きな要因になっています。

乳白粒、心白粒、腹白粒、背白未熟粒及び基部未熟粒については、精米にした際に粉状質粒となり、精米の品質に及ぼす影響が大きいことから、「検査実施マニュアル」の「国内産農産物の被害粒等の取扱いについて」第3の3の（4）に基づき的確に判定するとともに、形質（乳

白及び心白等) の判定の程度を統一する。

### ② カメムシ類等の被害による着色粒

カメムシ類等の被害は、水田の周縁部に多い傾向があり、同じほ場から生産された検査荷口であっても混入の程度にばらつきが生じる場合があることから、採取箇所が偏ることのないよう留意するとともに、包装されたものの検査にあっては、検査荷口を構成する個体から均一に鑑定試料を採取する。

また、着色粒は、精米の外観を著しく損なうため、混入の限度(最高限度)が1等 0.1%、2等 0.3%、3等 0.7%と規定されており、黒カルトンと白カルトンを併用して鑑定を行う。

また、疑問品については、目視のみで判断することなく小型とう精機等によりとう精試験を行い、精米の品質に及ぼす影響を確認の上、格付けを行う。

### ③ 脳割粒

脳割粒は、とう精の段階で碎粒となり精米歩留まり及び精米の品質を著しく低下させ、米の円滑な流通に支障を来すこととなるため、混入の有無の判定は注意深く行う必要がある。

このため、受検荷口毎に最低 1 点は、穀粒透視器及び鏡板を活用して脳割粒の有無を確認するなど「検査実施マニュアル」の「国内産農産物の被害粒等の取扱いについて」第3の3の(1)の才に基づき的確に判定する。

また、疑問品については、目視のみで判断することなく小型とう精機等によりとう精試験を行い、精米の品質に及ぼす影響を確認の上、格付けを行う。

## (2) 的確な品位格付(機械鑑定)

水稻うるち玄米(二)により機械鑑定を行う場合は、同一試料を3回計測し、白未熟粒、死米、脳割粒、碎粒の規格項目については、平均値の少数点以下第1位を四捨五入し整数まで、着色粒の規格項目については、平均値の小数点以下第2位を四捨五入し小数点以下第1位まで算出し検査結果とする。また、異種穀粒、異物については、目視鑑定とし、異種穀粒は0.4%、異物は0.2%よりも少ない場合は「基準値以下」、超える場合は「基準値超」と記載する。

**【参考】国内産米穀の等級理由のうち、被害粒(脳割粒等)、着色粒及び異種穀粒の推移(R2からR4)**

**【1等～規格外の全検査数量(水稻うるち玄米)に対する割合(%)】**

年産	被害粒(脳割粒等)		着色粒(カメムシ類等)		異種穀粒	
	滋賀県	(全国)	滋賀県	(全国)	滋賀県	(全国)
2	2.73%	(0.87%)	6.81%	(4.49%)	0.32%	(0.20%)
3	1.61%	(1.31%)	3.36%	(3.13%)	0.39%	(0.19%)
4	1.14%	(0.84%)	5.17%	(3.26%)	0.31%	(0.17%)

※翌年の10月31日現在確定値

## (3) フレコンの確認(玄米)

① 玄米の包装の規格に、フレコンが規定されたことにより、仕様書等により確認が必要。推薦フレコンは、方形かつ充填質量が 1,080 kgのものとし、JIS Z1651 に規定する性能に適

合しているもの。その他フレコンは、推奨フレコン以外のフレコンで、農産物を荷造りした場合に脱漏のおそれがなく、検査をするための荷役に耐えられるもの。

- ② 玄米のフレコンは、検査請求書、検査証明書、検査結果通知書等の包装欄に、「推奨フレコン」「その他フレコン」と記載する。  
なお、「推フレ」、「他フレ」と、それぞれ省略することができる。

#### (4) 的確な銘柄鑑定

水稻うるち玄米の銘柄検査については、書類による審査となったことから、生産者から①どのような種苗を用いて生産されたかがわかる資料（種苗の購入記録等）、②全体の作付け状況及び品種ごとの作付け状況がわかる資料（水稻生産実施計画書兼営農計画書、水稻共済細目書移動申告書、営農日誌等）、③その他登録検査機関が必要と認める資料、の提出を受け、提出された書類により請求された銘柄の作付け状況を確認し銘柄判定を行うこと。

なお、書類による審査に加え、目視による鑑定を行うことも可能。

水稻うるち玄米以外の銘柄の検査に当たっては、従来どおり検査請求に係る品種の特性・特徴が明確であるか、他品種の混入が認められないかを確認し、生産者別の品種別作付け状況及び種子の更新状況などを確認の上、適正な銘柄検査を行う。

#### (5) 適正な農産物検査証明の記載

- ① 検査証明の記載事項の確認については、次の事項に留意し、最終確認を徹底。

##### ア 検査請求時の「銘柄」欄の確認

産地品種銘柄については、滋賀県の必須銘柄であるか、登録検査機関毎に業務規程で定められている選択銘柄であるか確認する。

産地品種銘柄以外の品種銘柄の検査請求がある場合には当該銘柄が品種銘柄に設定されているか確認する。

##### イ 受検前の産地品種銘柄及び品種銘柄以外の品種名の「銘柄」欄への記載禁止

受検者に対して、産地品種銘柄及び品種銘柄以外の品種については、受検前に「銘柄」欄に記載する事がないよう事前に周知する。

##### ウ 検査証明未確認受検品の移動の禁止

検査員が検査証明の内容を最終確認していない受検品は、検査員が指示するまで移動しないよう検査補助者等に事前に周知する。

##### エ 検査証明の最終確認の徹底

検査証明の内容及び記載事項について、検査員自らが最終確認を行うものとし、最終確認したことが記録として残るよう、検査野帳等をチェックリストとして利用することにより、最終確認を行う。

- ② 農産物検査を行ったときは、農産物検査法施行規則（昭和 26 年 5 月 19 日農林水産省令第 32 号）及び「検査実施マニュアル」の「検査証明等に関する手続き」に基づき、定められた場所に、等級証印、種子用証印、醸造用証印及び検査員日付印等を確実かつ鮮明に押印する。

また、等級証印、種子用証印及び醸造用証印を抹消、訂正する場合は × の証印を使用する。

事前に等級証印等を印刷、押印する場合、又は QR コード等により検査証明事項を省略す

る場合、業務規程に基づき行うこと。

業務規程に検査証明書欄の訂正方法を規定している場合は、業務規程に基づき訂正を行うこと。

- ③ 施設におけるばら検査（フレコンばら及び個人調製ばらを含む。）においても、上記②に準じて確認を行うとともに、検査証明の内容及び記載事項の最終確認を徹底する。
- ④ 水稻うるち玄米（二）（機械鑑定）による検査証明については、紙袋（別記様式第9号）、ばら（別記様式第五号）、フレコン（別記様式第14号及び別紙様式第3号）の「等級又は品位の測定結果」欄に「（口）」と記載し、下表に水稻うるち玄米（二）に定める規格項目及び規格項目の表示方法に基づき測定結果を記載する。

なお、測定結果は下表に「別添参考」と記載した上、別添とすることができる。

#### （6）皆掛重量の検査証明の廃止

令和3年9月1日より、農産物検査における量目の検査について、「皆掛重量」の証明を廃止し、「正味重量」のみの証明となった。このため、量目の検査は、総重量を計測し風袋重量を差し引いた重量が正味重量を満たしているか確認する。

なお、令和5年8月末以降も皆掛重量欄の抹消処理を行うことで使用可能とする。

また、検査証明書の枠外に、皆掛重量を記載することも可能とする。



# この時期に注意が必要な病害虫 ～大豆の病害虫を中心に～

病害虫防除所

大豆は、排水の悪いほ場で栽培すると根腐れや病害によって被害を受けることが多いため、まずはほ場の排水が重要です。また、病害虫については、地域や年によって発生が異なるため、防除対策は地域での病害虫の発生状況に合わせて考える必要があります。ここでは、主な大豆病害虫の特徴と注意点を紹介します。

なお、防除薬剤の選定にあたっては、適用病害虫、使用方法を確認し、実際の使用場面では、農薬のラベルをよく確認して、正しく使用することが肝要です。

## (1) 紫斑病

葉、莢や子実などに発生します。子実に発生すると、へそを中心に紫色の斑紋ができます。莢の発病は、莢が黄化する頃から急速に拡大するので、若莢期に重点を置いて防除をします。なお、種子伝染するので、発病したほ場から採種せず、健全な種子を用いる必要があります。

## (2) ベと病（昨年の発生量：平年並）

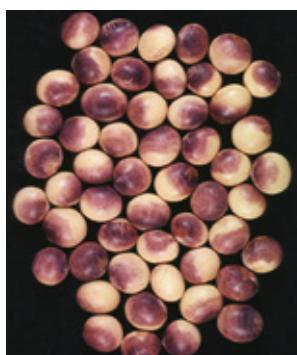
葉や子実に発生します。子実に発生すると子実上に胞子を形成し、粉を吹き付けたようになります。発生初期に防除を行います。低温・多湿条件や、過繁茂でも発生が多くなるので、窒素過多にならないように注意しましょう。

なお、種子伝染するので、発病したほ場から採種せず、健全な種子を用いる必要があります。

## (3) 茎疫病

地際部と茎に発病します。発病すると徐々に黄化し、枯死します。病斑部には白色粉状の菌糸が見られますが、二次寄生菌の付着が多く、これにより淡紅色から灰褐色に変わります。被害部には菌核を形成しません。

排水不良条件で多発するので、高畦にし、株間の風通しをよくします。また、発病株を早期に抜き取り、処分する必要があります。特に、黒大豆では発病しやすいので注意が必要です。



紫斑病による被害粒



べと病



茎疫病発生ほ場



茎疫病

#### (4) 吸実性カメムシ類 (昨年の発生量: やや少)

大豆を加害する主なカメムシは、ミナミアオカメムシ、アオクサカメムシ、イチモンジカメムシおよびホソヘリカメムシの4種です。近年、ミナミアオカメムシの発生が多くなっており、一部地域で多発したほ場も確認されています。大豆への被害は成幼虫が莢を吸汁することによって起こり、早期に吸汁されると「屑マメ」になり、晩期に吸汁されると吸汁痕が残り変形粒となります。多発すると子実が実らなくなり、落葉せず株が青立ちとなり、減収に加え、収穫時の障害となることもあります。開花前にはほ場周辺の雑草を除去し、若莢期から子実肥大期に数回の薬剤防除を行います。



ミナミアオカメムシ



アオクサカメムシ



イチモンジカメムシ



ホソヘリカメムシ

#### (5) ハスモンヨトウ (昨年の発生量: やや多)

通常、被害は8月中旬以降から発生します。数百卵の卵塊が葉裏に産みつけられ、ふ化した幼虫が集団で葉肉を食害します。被害葉は葉皮と葉脈だけが残り、白く見えるので、これを「白変葉」と呼び、発生の目安になります。

幼虫は成長に伴って分散し、多発すると葉だけでなく莢も食害するので、被害が大きくなります。幼虫は大きくなると薬剤の効果が低くなるため、幼虫が小さい時期に薬剤を散布します。

#### (6) ハダニ類 (昨年の発生量: やや少)

寄生された葉は、初め白斑を生じ、寄生密度が高くなると次第に黄化します。

8月以降に高温・乾燥の気象条件が続くと多発傾向にあり、防除効果が低くなるため、発生初期に薬剤を散布します。



ハスモンヨトウによる白変葉



ハスモンヨトウの幼虫

#### 【参考情報】 水稻: トビイロウンカ

令和2年度に日本で多発しましたが、今年度、大陸での発生量が多く、すでに九州を中心に日本での飛来を確認しています。飛来すると、坪枯れなどの被害が発生しますので、飛来状況について、病害虫防除所からの情報に特に注意してください (病害虫防除所)。



#### 滋賀県病害虫防除所ホームページ

<http://www.pref.shiga.lg.jp/boujyo/>

最新の発生予察情報やIPM、病害虫の見分け方などの関連情報を載せています。また、農作物病害虫雑草防除基準へのアクセスもできます。詳しくは検索・クリックしてください。

滋賀 防除所

検索

# 近江米情報 実需者 インタビュー

とき：令和6年7月10日(水)  
ところ：北川雑穀株式会社  
お客様：北川雑穀株式会社 代表取締役 北川 淑弘  
聞き手：近江米振興協会 事務局長 小久保 泰  
全国農業協同組合連合会滋賀本部  
農産部米穀課 大豆担当 中村 真唯

今回は、滋賀県産大豆の多くを取り扱っていただいている「北川雑穀株式会社代表取締役北川淑弘（きたがわよしひろ）」さんにお話を伺いました。

北川雑穀株式会社さんは、明治 22 年創業で 135 年という非常に長い歴史があります。米をはじめとする農産物の取り扱いを経て、現在の「大豆」を中心とした卸売事業の業務を営んでおられます。平成 27 年度にも一度お話を伺いましたが、社会の変動要因もあり県内の大豆生産も変わりつつあるため再度お話を伺いました。

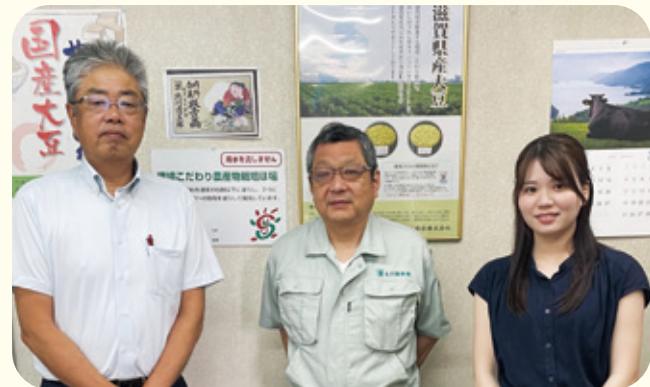
## 小久保局長：

以前にもお聞きしておりますが、業界全般の動向はどのように変わってきているでしょうか。

## 北川代表：

流通形態というか商流の変化が大きいですね。例えば豆腐ですと、昔は町の豆腐屋さんで豆腐を買うことは普通でしたが、今では皆さんスーパーで買うことがほとんどでしょう。令和に入り、コロナ禍から 4 年間で究極の二極化が進んでいるのが現状で、製パン会社と似た構成になりつつあります。スーパーを中心として流通している全国各地の大手豆腐メーカーがあり、地域では、若手中心の町店製造業者の方々が移動販売や店舗で販売しており、滋賀県産大豆で作った美味しい豆腐を消費者に届けています。

大豆は日常生活の中で欠かせない農産物であり、スーパーでは豆腐や豆乳、醤油、味噌などの大豆商品がたくさん並んでいますし、大豆の消費量は伸びています。大豆ミートや様々な味の豆乳、豆腐バーなど大豆を使った新商品がたくさん開発され、コンビニなどの商品棚に並び、消費者が



左から 近江米振興協会：小久保局長  
北川雑穀(株)：北川代表取締役  
JA全農米穀課：中村担当

より大豆を手に取りやすくなったと思います。調理しなくともそのまま気軽に大豆商品を食べることができるようになるなど、大豆の多様化が進んでおります。

個人的なことですが豆腐と言えば「木綿豆腐」です。使用される豆乳の濃度が濃く芳醇な香りがいいですね。町店豆腐屋さんの豆腐はスーパーマーケットの商品ではなかなか味わえないような「特性・個性」があり、さらに地域によって「味」の変化を楽しむことができます。消費者のみなさんも是非、元気のある地元のお豆腐屋さんに足を運んでみてください。

**小久保局長：**

滋賀県産大豆も同じように作付面積・収穫量が伸びてきています。市場が伸びると生産者としてはうれしいですね。

**北川代表：**

お米では「コシヒカリ」など銘柄ごとに知名度がありますが、多くの消費者の皆さんには、大豆の銘柄はあまりご存じないと思いますし、知名度は正直まだまだです。

ですが、皆さん一日に一度は大豆を口にしているのではないか。普段食べている大豆に関してはほとんどが加工食品です。大豆は日本の食文化にとって非常に身近な存在であり、大豆の可能性は無限です。さらに消費拡大できると思っております。新商品の開発などもっと進めていただきたいですね。

国産大豆、外国産大豆の大まかな区別は商品に表示があることで知っていただいていると思いますが、食べ比べると大豆の中でも銘柄ごとに味や用途が違います。例えば滋賀県産ですと「オオツル」は煮豆にすれば大変おいしい大豆ですし。このような美味しい大豆を生産される生産者の努力をうけとり卸売業者として消費者のニーズに応えていきたいと思います。

**小久保局長：**

滋賀県産大豆の仕滋賀県産の評価はどうでしょうか？

貴社の事業全般についてはいかがですか？

**北川代表：**

滋賀県の大豆生産は、全国のベスト5（北海道を除き）に入る主産県です。

大豆の栽培は「農家さんの腕」により差がでる農作物です。播種から収穫に至る管理をしっかりされた丹精込めた大豆はいいですね。

当社は、大豆の取扱いのほとんどが滋賀県産大豆で、その中でも「ことゆたか A1号」、「オオツル」、「タマホマレ」を販売しています。県内で2店舗2工場を展開されている「比叡ゆばゆばハ」さんのゆばなどに滋賀県産大豆を使用いただいている。「ゆばハ」さんは品質管理を徹底しており、滋賀県産大豆を使った安全で安心なゆばを消費者にお届けされています。日本のみならず、海外への輸出もされている県内企業です。一度皆さんもゆばを食してみてください。

他にも「タマホマレ」は沖縄県の「島とうふ」や京都の和菓子の黄な粉として使用いただいている。滋賀県産大豆は全国の様々な用途の一翼を担っているのではないでしょうか。

人々、滋賀県は交通の要衝として全国へ持つて行けるポテンシャルがある地域ですし、大豆生産の多い九州や東北地域より高いものがあります。ですから、大豆生産者一人一人が丁寧に大豆を育てていただき、その選別をしっかりと行つていただくことによって、滋賀県産大豆はさらに高品質・高評価となり、知名度もグッと上がるのではないか。より品質の良い大豆の安定供給をお願いしたいですね。

#### 小久保局長：

今後の展望あるいは私ども近江米振興協会・全農しがへの要望等はどうでしょうか。

#### 北川代表：

滋賀県の農業行政は、お米に集中することは仕方ありませんが、大豆にも特化した取り組みを行っていただきたいです。近江米や近江牛、近江の茶などに次ぐように、滋賀県産大豆も「近江の大豆」として商品構成やPRにも力を入れていただき、消費者に認知されるようになってほしいところです。

生産量がベスト5に入っている「やはり滋賀県産大豆」と言えるものが欲しいです。

(余談ですが、お米と一緒に考えることに無理がありますが、滋賀県は新潟県より大豆の生産が多いのですよ。)

大豆生産量ベスト5ということをご存じない方がたくさんおられます。これは本当に誇るべきことですが、知名度がまだまだなんですね。滋賀県産大豆の魅力をもっと発信していただきたいです。知名度アップと特産化することにより生産者への支援となりますので、これを行政とJA全農が一体となって啓発やPRをお願いしたいと思います。

#### 事業所紹介

#### 北川雑穀株式会社



##### ●主な事業内容

大豆・雑穀・食油・砂糖・包装デザイン  
豆腐用副資材・豆腐製造機械販売

きらみずき

滋賀県産近江米



近江米振興協会

<https://www.ohmimai.jp>